



パビリオンレポート



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P1

マイナスの情報に惑わされずに！

いよいよ始まる大阪関西万博 EXPO2025 は、令和 7 年 4 月 13 日から同 10 月 13 日の半年間開催されます。皆さんどうでしょう？すでに行く計画を立てておられますか？それともしあえず始まるまでは様子見ですか？またはまったく関心ございませんか？

冷静に捉えると、テレビや新聞などのマスコミやインターネットからの情報は、マイナスの情報に満ち溢れています。工事が始まると、当初より何倍にも膨れ上がった予算の問題、膨らんだ費用を一体だれが負担するのか、パビリオン建設費の高騰等により参加を見送る国が続出、資材や人材不足等により完成が開幕までに間に合わないなどなど。ここに来ては、前売りチケットが当初予定の半分しか売れていない、企業配布分チケットが定価以下で転売サイトに出回る、チケット販売方法の複雑さ、当日券の発売を行うなどシステムを見直すべきと吉村知事が石破首相に懇願などなど、肝心のイベント内容以外のマイナス情報ばかりが報道されて、始まる前からそもそも万博誘致が大失敗のような論調になってます。

もちろん私もそれらの情報を耳にして、どうももうひとつ盛り上がらないなと感じていましたが、ある団体で 7 月に連れて行ってくれることが確定してからは関心を深め、それぞれのパビリオンがどんな内容なのか、複雑と言われるチケットの販売方法やパビリオンに待たずに入れる予約システムがどうなっているのかなどを調べ、少しずつですが概要が見えてきました。

大規模イベントとなると、ディズニーランドや USJ などであトラクションに長い行列ができ、人気のものは 2~3 時間並んでいる光景を思い出すので、内容以前に行ってもちゃんと観れるのかなと思うこともあります。ただし、今回の万博の「並ばずに入れる」予約システムは、来場日時を予約し、パビリオンの見学予約もパビリオンやテーマ、入場時間帯を指定して、2カ月前、7日前と2回の事前抽選を経て確定でき、さらに当日の空き枠予約ができるのと、当日入場後は1つ観終わったら次をまた予約できるというシステムようです。果たしてこの抽選でどこまで希望のものが当たるのかという問題はありますが、観るには 2~3 時間並ぶしか方法がないという従来の不合理な状況にはならないと言えるでしょう。また、不参加を表明した国が 12 カ国に達したとマイナス情報がニュースに流れましたが、参加は 157 カ国となっているようですから、所詮すべてのパビリオンを観て回るのは至難の業であることを考えると、それは大した問題ではないのではないのでしょうか。

結局は実際に一度自分で行ってみたいとわかりません。もの凄い額のお金を掛けて開催されるイベントです。幸いにも会場は大阪ということで、兵庫県や姫路市からは近いですし、この国を挙げての一大イベントに、早めに一度足を運んでみることをお勧めします。チケットやパビリオンの予約方法がわかりにくければ、旅行代理店などで助けてもらうことができます。会社等 15 名以上の団体では、旅行代理店を通じて予約も便宜を図ってくれるようです。いずれにせよ、希望のパビリオンに入るためには、2カ月前抽選に応募された方が確率が上がります。行かれる場合には、早めの計画をご検討されることをお勧めします。



P2

相続時精算課税制度

令和5年度の税制改正により、生前贈与加算の対象が「3年 7年」に引き延ばされた一方で、「相続時精算課税制度」についても見直しが行われました。

改正によって相続時精算課税制度の利便性が向上したものの、改正後、初めての申告時期を迎える人が増加しているものと考えられるため、改めて必要な手続きを確認しましょう。

令和5年度の改正内容をおさらい

相続時精算課税制度とは、原則として60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫が贈与を受けた場合に、累計で2,500万円までは贈与税が課されず、相続時にまとめて課税を行う制度です。

令和5年度の税制改正によって、相続時精算課税制度でも110万円の基礎控除が新設されました。これによって、令和6年1月1日以後の贈与については、年間の贈与額から基礎控除額や2,500万円の特別控除額を差し引いた残額に対し、一律20%の贈与税額が課税されることとなります。

年間110万円超の贈与は申告書の提出が必要

初めて相続時精算課税制度を適用する場合には、贈与税の申告期限（令和6年分の贈与税の場合、令和7年3月17日）までに「相続時精算課税選択届出書」を提出しなければなりません。

また、年間の贈与額が基礎控除額の110万円以下であれば、贈与税の申告書は不要ですが、110万円超の場合には申告書の提出も必要となります。

万が一、申告書の提出を失念し、期限後申告となった場合には、2,500万円の特別控除額を控除できなくなってしまうため注意しましょう。

詳細は、当事務所監査担当者までお尋ねください。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



P3

あなたは 配当派？ 優待派？

資産運用立国の実現に向けて、家計の賃金所得とともに金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo(個人型確定拠出年金)やNISA(少額投資非課税制度)の拡充が進められてきました。

今年は新NISA制度の成長投資枠を使用して上場株式の購入を目標に調べてみました。まずは少額投資家の私たち個人にとって、目を引くうれしい優待を実施する銘柄の購入を検討してみます。

優待がうれしいのは、実施する企業も同様で、株主優待が個人株主を増やし、株価を下支えする効果が高いことは、多くの事例が示しています。届く優待品の量は株数に完全に比例するものではないものもあり実は「少額投資であるほど利回りが高い」銘柄が多いのも事実です。もちろん、現金をもらえる配当を優待よりも重視するというのも、一つの考え方であり株主間の公平性を重視するなどの理由で優待を廃止して株主還元を配当に一本化する銘柄も引き続き少なくないようですが。

では具体的に50代主婦の私が今年購入したい株をいくつか紹介したいと思います。

イオン株式会社(東プ:8267)

100株以上で会計時に提示すると購入額の3%がキャッシュバックされるオーナーズカード。お客様感謝デーで使えばさらにお得。

うどん好きな家族のために株式会社トリドールホールディングス(東プ:3397)

100株以上で丸亀製麺等対象店で使える優待券3,000円分~

一定期間持ち続けるといけないが保有株に応じて1,500~3,000円相当の自社製品がもらえる大王製紙株式会社(東プ:3880)トイレットペーパーなど衛生用品は必需品。

家族旅行に使える運賃・料金割引券(50%オフ) 西日本旅客鉄道株式会社(東プ:9021)

ただしJR西日本の運転地域のみのため行き先は限られる。

ママ友とのお茶に最適な株式会社コメダホールディングス(東プ:3543)

100株以上保有でプリペイドカードに1回1,000円分チャージ(基準日2月末、8月末)

もちろん優待情報だけでなく株式投資のイロハからはじめて、株価チャートの見方、銘柄選びを学び、一番大切なことは株式購入資金のために健康に気をつけて毎日元気に働けること、これを目標に今年ががんばります。

(東プ:東証プライム市場 銘柄コード)

出典:日経マネー 2025年3月号 2025年1月21日発行

(記事担当:村瀬)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですがにを入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名 _____

TEL _____

FAX _____



情報

ふるさと納税の動向

「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた『ふるさと』に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのがふるさと納税制度です。

制度の理念や意義としては、『地方創生』を目指した次の3つが掲げられています。

納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。

自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

そもそも上記の理念や意義を掲げてスタートしたふるさと納税制度も、幾多の変遷を経て現在の制度に落ち着いていますが、実際には、極端な言い方をすれば「返礼品目当ての富裕層のカタログショッピング」的な要素が前面に出た状況と言っても過言ではないように思います。

とても立派なふるさと納税サイトがいくつも並んでいますが、考えてみれば、「ふるさと納税限度額」といわれる各個人の所得から計算される金額までは、実質負担2千円で好きな地方自治体に寄付を行い、好きな返礼品を受け取れるものですから、間に入る業者の行うべき戦略は、他のショッピングサイトのそれと何ら変わるものではありません。楽天等大手のショッピングサイト業者も、参入は遅れたもののすでに獲得している圧倒的な数の登録会員をポイント還元等で誘導することで、サイトを開設して短期間で人気サイトへ上り詰めるのは容易なことでした。

総務省が発表した「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和6年度実施）」によると、令和5年度のふるさと納税寄付金額（受入額）で1位となったのは北海道でした。受入額は断トツで多く約1,654億円、受入件数は約970万件。2位は福岡県で約615億円、3位は宮崎県で約520億円。トップ10には九州7県のうち4県がランクインしています。ちなみにわが兵庫県は14位、大都市では大阪府は9位、愛知県が東京都は39位、そして最下位は奈良県で、約35億円とのことでした。

これだけの寄付が集まっても、返礼品の原価が最大3割、それにサイトへの支払手数料や役所内での事務経費、書類等の郵送料負担も踏まえると、歩留まりは決して良くはないでしょうが、問題は地方自治体もふるさと納税に消極的で受入れが少ないと、住民が本来納めてくれるはずの税金が他へ出ていくばかりで、税収がその分目減りすることになり、否が応でも競争に巻き込まれざるを得ないので、それぞれの地方自治体は必死に対応を求められます。返礼品を求めて居住地以外の地方自治体へふるさと納税された分は、居住地の税収の減少をもたらしていることも注意が必要かと思えます。

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX